

✚ 貨物概要

プラスチック製の正二十面体

材質：塩化ビニル樹脂（可塑剤を 6%以上含むもの）

製法：インジェクション成型

性状：1 辺が 23mm の正三角形から成る正二十面体

重量約 30 g

✚ 分類

関税率表第 3920.43 号（統計番号 3920.43-000）の塩化ビニルの重合体製のもの

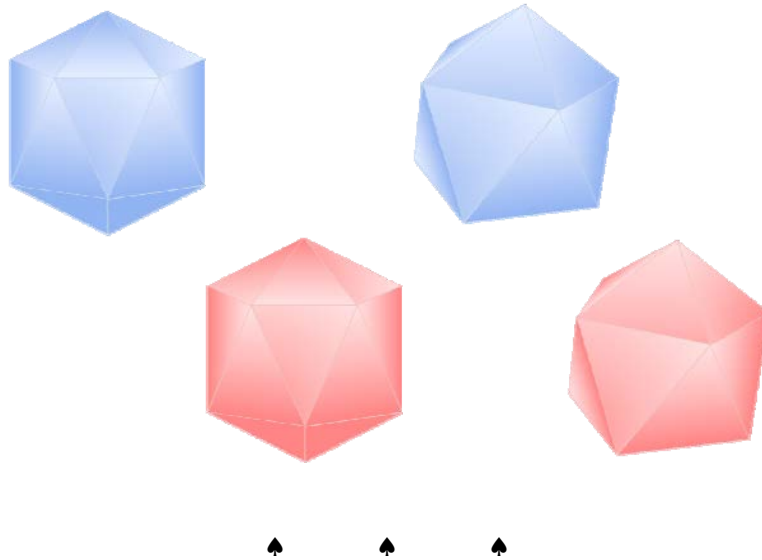
✚ 分類理由

本品は、可塑剤を 6%以上含む塩化ビニルの重合体製の正二十面体（各面が正三角形）であることから、規則正しい幾何学的形状の塊で、切っていないものとして、同表第 39 類注 10、同表第 39.20 項、同表解説第 39 類総説及び同表解説第 39.20 項の規定により、上記のとおり分類されます。

✚ 分類のポイント

関税率表第 39.20 項及び第 39.21 項（プラスチック製のその他の板等）には、規則正しい幾何学的な形状の塊で、切っていないものを含まず。
（参考）関税率表第 39 類注 10

「第 39.20 項及び第 39.21 項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第 54 類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。」



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）